

凡例

この年報の火災概況は、総務省消防庁が定めた「火災報告取扱要領」により、市町村長から報告された平成19年1月から12月までの火災をとりまとめたものである。
ここに掲げる主なる用語の意義は次のとおりである。

1 火災

ここにいう「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

2 火災件数

「1件の火災」とは、一つの出火点から拡大したもので、出火に始まり鎮火するまでをいう。

3 火災の種別

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

ここにいう「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除くものをいう。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(3) 車両火災

自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

(6) その他の火災

(1)～(5)に含まれない火災をいう。

(空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災)

4 爆発

1. 「爆発」は、人の意図に反して発生又は拡大した爆発現象をいう。

2. 「爆発現象」は、科学的变化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する科学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。

5 火災の損害

ここにいう火災の損害とは、火災による人の死傷及び物の損害をいい、火災損害額中には消火活動の伴う破壊

水損等によって生じた損害を含み、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等は含まない。

6 損害額

損害額算定の基準は、り災地における時価(り災当時の価格)による。

7 焼損棟数

焼損した建物の棟数をいい、焼損程度により全焼、半焼、部分焼き、ぼやの四つに区分する。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の20%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加え再使用できないものをいう。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの。建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のものをいう。

8 焼損面積

(1) 建物焼損床面積

建物の焼損が立体的に及んだ場合、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積をいう。

(2) 建物焼損表面積

建物の焼損が部分的である場合(立体的に焼損が及ばなかった場合)、例えば内壁、天井、床板等部分的なものの面積をいう。

9 り災世帯

り災の程度によって全損、半損、小損の三つに区分する。

(1) 全損

建物(収容物を含む。以下半損、小損において同じ。)の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいう。

(2) 半損

建物の火災損害額が、り災前の建物の評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいう。

(3) 小損

建物の火災損害額が、り災前の建物の評価額の20%未満のものをいう。

10 リ災人員

一般世帯が被災した場合には、当該世帯の全ての人員をリ災人員とする。ただし、共同住宅の共用部分のみを被災した場合には、リ災人員を計上しない。

施設等の世帯が被災した場合には、被害を受けた「へや」に居住する人員又は実際に火災被害を受けた人員のみをリ災人員とする。

10 出火率

人口1万人当たりの数値である。